

「とよしん後見支援預金」の商品概要

令和7年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・後見支援普通預金、後見支援無利息型普通預金（とよしん後見支援預金）
2. 販売対象	・家庭裁判所から「指示書」を交付された方
3. 期間	・期間の定めはございません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所の「指示書」の金額に基づき預入いたします。 ATMによる入金は不可で口座開設店の窓口のみの取扱いとなります。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) 払戻単位	・家庭裁判所の「指示書」の金額に基づき払戻いたします。 口座開設店の窓口のみの取扱いとなります。 「指示書」に基づいた自動振込サービスによる振込も可能です。 ・1円以上 ・1円単位
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・普通預金利率 ・店頭表示金利を適用します。 (無利息型普通預金は、無利息となります。) ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算します。
7. 税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・口座開設手数料 10,000円（税別） ・口座管理手数料 年間3,000円（税別）（口座開設の翌年度を初回とします。） ・所定の振込手数料、自動振込サービスの振込手数料がかかります。
9. 中途解約の取扱い	・口座解約は家庭裁判所発行の「指示書」に基づいて取扱います。
10. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは店頭窓口へご照会ください。
11. 口座開設の際に必要な書類	・登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本） ・成年後見人の印鑑証明書 ・家庭裁判所が発行した口座開設にかかる「指示書」 ・成年後見人のご本人確認書類 ・預金取引のご印鑑 ・初回預入金（「指示書」記載金額と同額）

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業企画部 [9時～17時30分、電話：0120-167-091] にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会 [電話：03-3581-0031]、第一東京弁護士会 [電話：03-3595-8588]、第二東京弁護士会 [電話：03-3581-2249] (以下「東京三弁護士会」という。)、愛知県弁護士会 [電話：052-203-1777] の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所 [9時～17時、電話：03-3517-5825] にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務部または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている証明書が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地管轄の家庭裁判所で行なうことができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・マル優のお取扱いはできません。 ・通帳によるATMでの入金のご利用はできません (窓口でのお取扱いに限定しております)。 ・本預金は口座開設店のみお取扱いできます。 ・原則、現金でのお支払いはできません (管理口座への振替となります)。 ・預金保険制度の対象です。